

# 福島市森林經營管理制度実施方針 (森林環境整備事業実施方針)



(福島市水林自然林)

令和5年度  
福島市農政部農林整備課

# 【 目 次 】

1. 策定の趣旨	1
(1) 森林経営管理法と森林経営管理制度	
(2) 福島市森林経営管理制度実施方針の策定	
2. 背景	2
(1) 森林の現状と課題	
(2) 福島市の森林の概要	
(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の概要	
(4) 森林環境整備事業の概要	
(5) ゼロカーボン（二酸化炭素の排出量を実質ゼロ）に向けた森林・林業の取組	
3. 森林経営管理制度に基づく森林の経営管理	9
(1) アンケート調査の実施（意向調査対象森林の抽出と優先度の決定）	
(2) アンケート調査の結果に基づく本市における森林整備の方針	
(3) 木材利用・人材育成	
4. 森林環境譲与税を活用したその他の取組み	11
(1) 森林環境整備事業（林業の普及啓発）の実施内容	
(2) 木材の利用促進の実施内容	
(3) 自治体間の連携の実施内容	
5. 森林環境整備事業の実施スケジュール	12
(1) 事業期間の算定	
(2) 事業費の算定	
(3) 意向調査の実施	
6. 今後の進め方及び課題	18
【 参考資料 】	19

## 1. 策定の趣旨

### (1) 森林経営管理法と森林経営管理制度

平成30年5月25日、「森林経営管理法」が可決、成立しました。森林経営管理法は平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。（図-1）

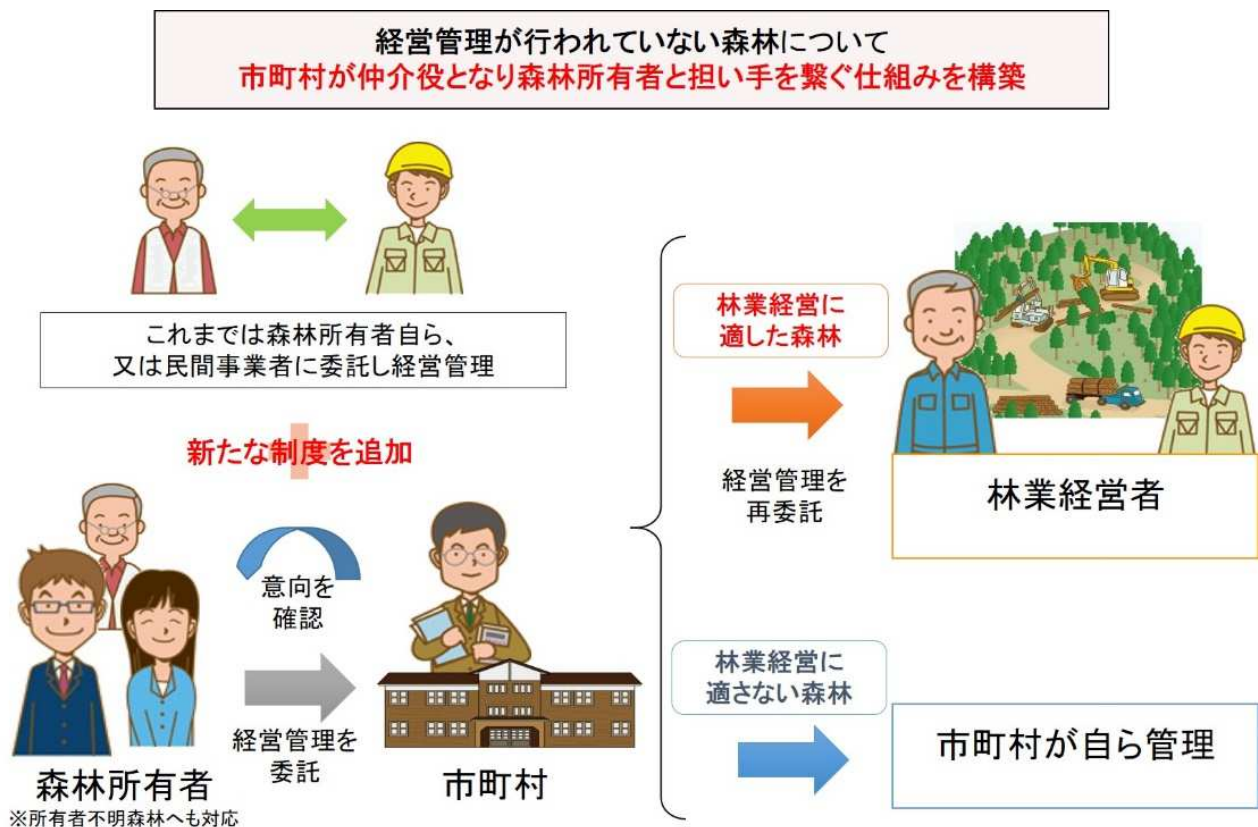


図-1 森林経営管理制度イメージ（林野庁）

### (2) 福島市森林経営管理制度実施方針の策定

『福島市森林経営管理制度実施方針（森林環境整備事業実施方針）』は、本市に存する経営管理が行われていない森林（私有人工林）の経営管理を林業経営者に集積・集約するとともに、集積・集約化できない森林（私有人工林）の経営管理については、林業の成長産業化と森林の適切な管理が円滑に行われるよう市が森林経営管理法に基づく措置を講ずるための方針を規定するものです。

## 2. 背景

### (1) 森林の現状と課題

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしています。利用可能な森林が増える中、国内で生産される木材も増加し、木材自給率は上昇を続け、林野庁によると平成 29 年には過去 30 年間で最高水準になるなど、国内の森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったと言えます。（図-2）

また、地域の木材需要動向に対するための需要情報の共有、建築用木材の安定的・効率的な供給体制の強化が望まれており、森林林業従事者・大工等（技能者）が高齢化してきています。

一方、私有林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われず、スギ花粉等の飛散も甚大で、伐採した後に植林がされないという事態も発生しています。

本市でも、管内の民有林の手入れが不足していると考えられる状況にありますので、森林の適切な経営管理が行われていないことで、水源の涵養や山地災害の防止並びに地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることが考えられます。また、森林所有者不明や境界不明確等の課題もあることから、森林管理には非常に多くの課題があります。



図-2 人工林のサイクル（林野庁）

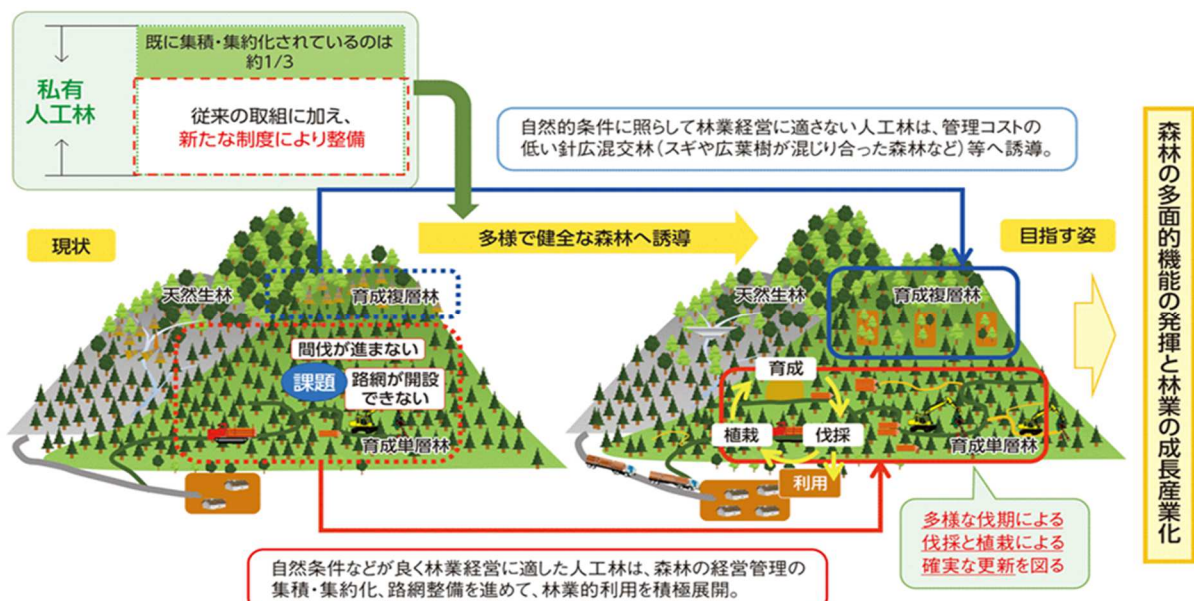


図-3 多様で健全な森林の整備イメージ（林野庁）

## (2) 福島市の森林の概要

本市は福島県中通り地方の北部に位置し、東西 30.2km、南北 39.1km、面積 767.72 km<sup>2</sup>(76,772ha)の広大な市域を有しています。東には丘陵状の阿武隈高地、西には奥羽山脈に連なる吾妻連峰があり、吾妻連峰を源とする荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東方を流れる阿武隈川へ注いでいます。地質についてみると、平地部は阿武隈川及び吾妻山系から流れる河川によって開かれた第四紀層で、周辺の傾斜地及び山間地は第三紀層となっています。気候については、奥羽山脈と阿武隈高地に囲まれた盆地状の地形の影響から内陸性気候の特徴を示し、年平均気温 13.0℃<sup>注1</sup>、年間降水量 1,166.0 mm<sup>注1</sup>となっています。

本市における森林面積は 50,505ha<sup>注1</sup>であり、総土地面積の 66%を占めており、そのうち民有林は 20,167ha<sup>注1</sup>、うち人工林は 6,287ha となっていますが、木材市況の低迷や林業労働者の減少・高齢化等から林業生産活動が停滞し、スギ花粉の飛散も甚大で、適正な管理が行われない森林が増加しつつあります。

また、山あい到大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、森林の伐採や用地造成によって、景観が悪化してきており、保水機能の低下による災害の発生が危惧され、地域の安全性に対する市民の懸念も高まっています。※「令和 5 年 8 月 31 日 ノーモア メガソーラー宣言」が発出された。

一方、地球規模での環境保全等の機運の高まりから、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止や水資源の保全、山地災害の防止や保健休養の場といった森林の持つ多面的な機能の持続的発揮や維持・確保が求められていることから、森林の持つ機能が最大限発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組む必要があります。

その他、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けています。

注1：阿武隈川地域森林計画書より

## (3) 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして、平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

「森林環境税」は、令和 6 (2024) 年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収することになっています。

森林環境税は、喫緊の課題である森林整備の財源として、令和元 (2019) 年度から森林環境譲与税として、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な

基準で按分して譲与されています。(図-4、5)。

なお、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2(2020)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」等の一部が改正され、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの各年度における森林環境譲与税について、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとなりました。(図-5)

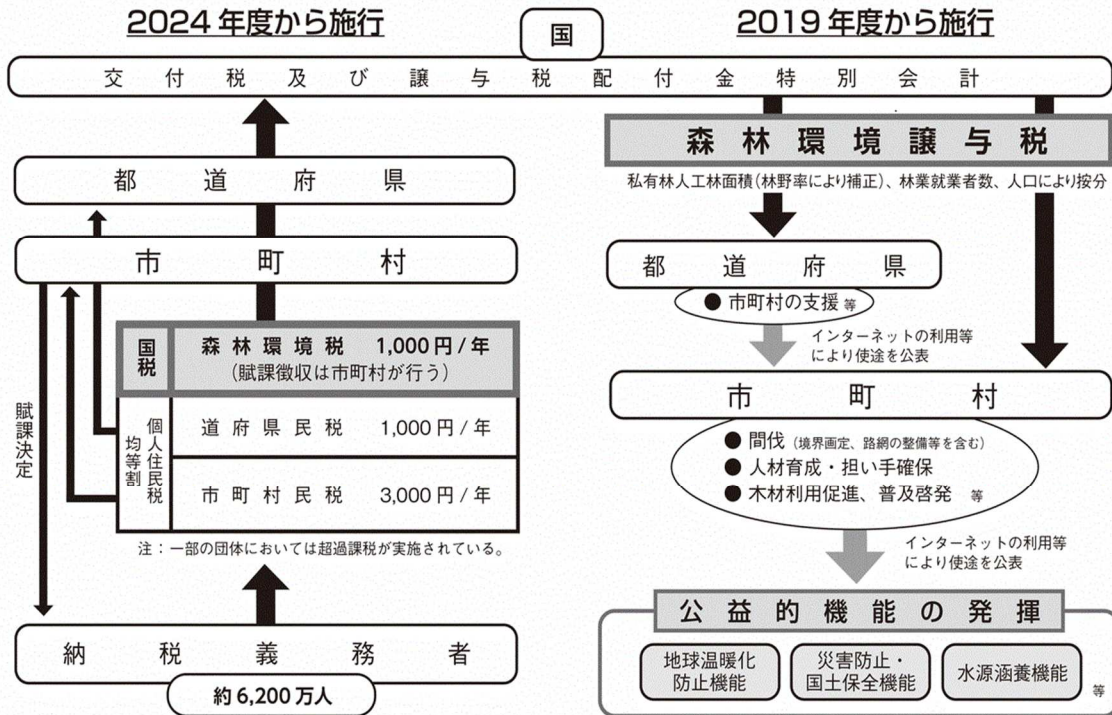


図-4 森林環境税と森林環境譲与税の関係

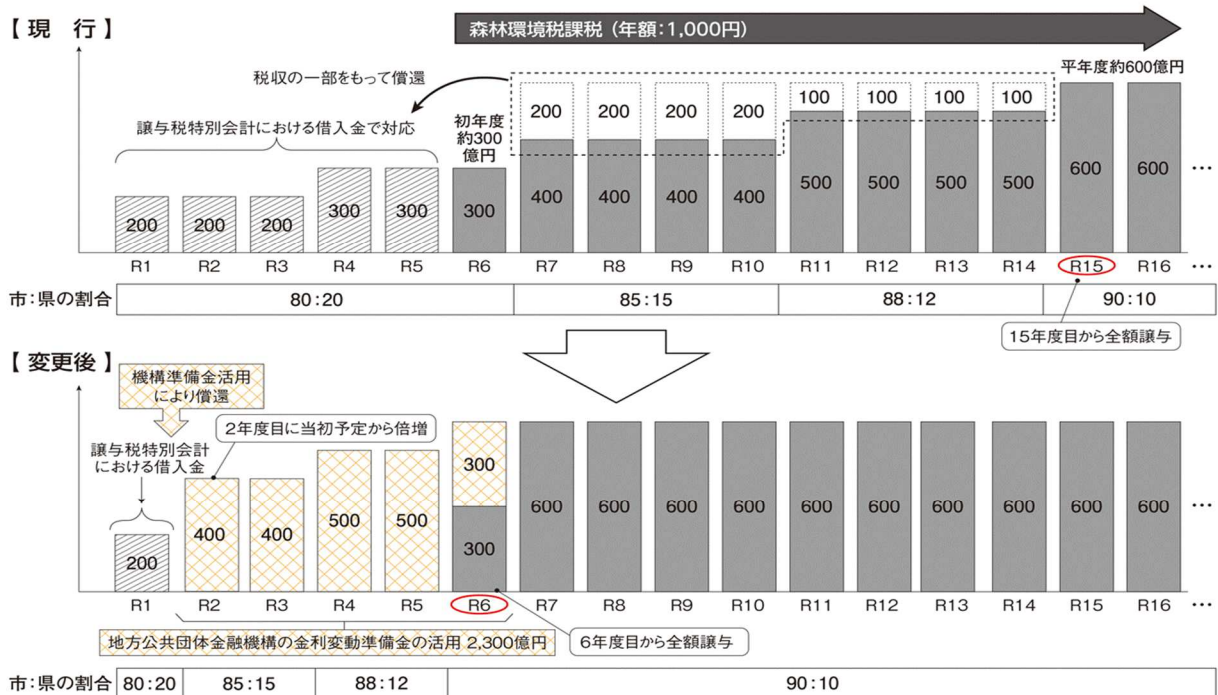


図-5 森林環境譲与税の譲与額及び譲与割合(林野庁)

【 森林環境譲与税の使途と活用状況 】

森林環境譲与税は、自治体における間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」※注1に充当することとされています。

森林環境譲与税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながると期待されています。

本市においても、取組の初年度である令和元（2019）年度は、「森林環境整備基金条例」（令和2年3月31日施行）を制定し、森林環境整備基金を設置し、森林の整備及びその促進に関する施策の経費に充てております。

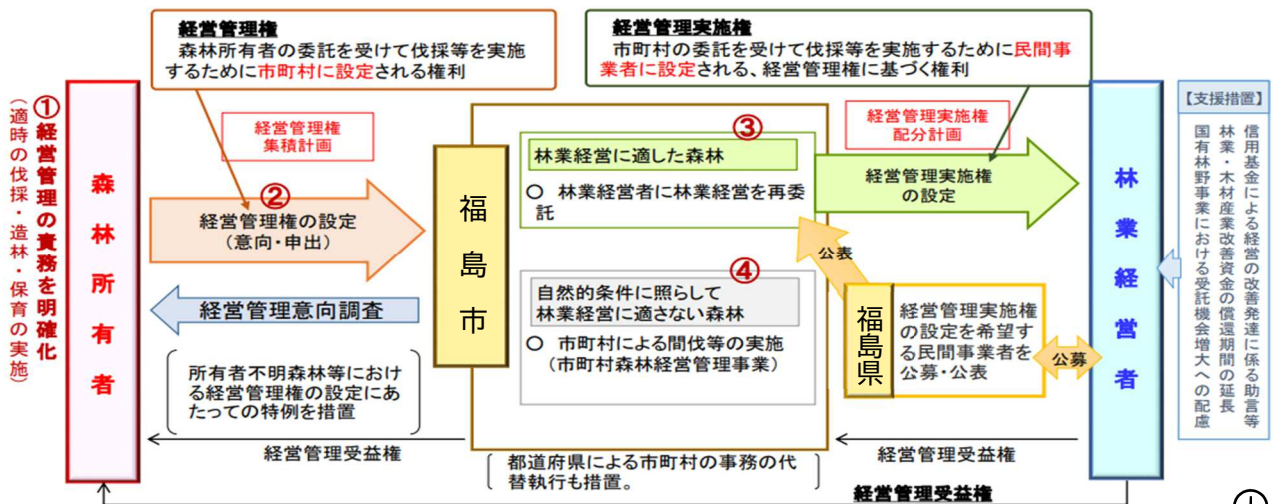
なお、適正な使途に用いられるよう、森林環境譲与税については、インターネット等の利用により使途を公表しなければならないこととされており、福島市も森林環境譲与税（森林環境整備基金）を財源に実施された事業については、ホームページにて公表しています。

(<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nourin-rinmu/shigoto/noringyo/norinshinko/3136.html>)

※注1 市の事業名：森林環境整備事業

(4) 森林環境整備事業の概要

森林環境整備事業は、国から年2回（9月・3月）譲与される森林環境譲与税を財源として、普及啓発活動などとして「林業普及啓発を目的とする市内小学校を対象とした森林・林業学習会」を、間伐や人材育成・担い手の確保として「森林経営管理制度」（図-6）を計画的に実施しております。



- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、福島市が森林の経営管理の委託を受ける
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、福島市が管理を実施

図-6 森林経営管理制度の概要

(5) ゼロカーボン（二酸化炭素の排出量を実質ゼロ）に向けた森林・林業・木材需要者への取組

ゼロカーボン達成のためには、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。

また、地球上の炭素循環の中で、森林は、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として大きな役割を果たしています。すなわち、森林の樹木は、成長の過程で大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵するため、生産した木材を建築物等で利用することにより、炭素が長期間貯蔵されることとなります。この効果により、森林及び木材利用は、ゼロカーボンの実現に寄与するものであることがわかります。

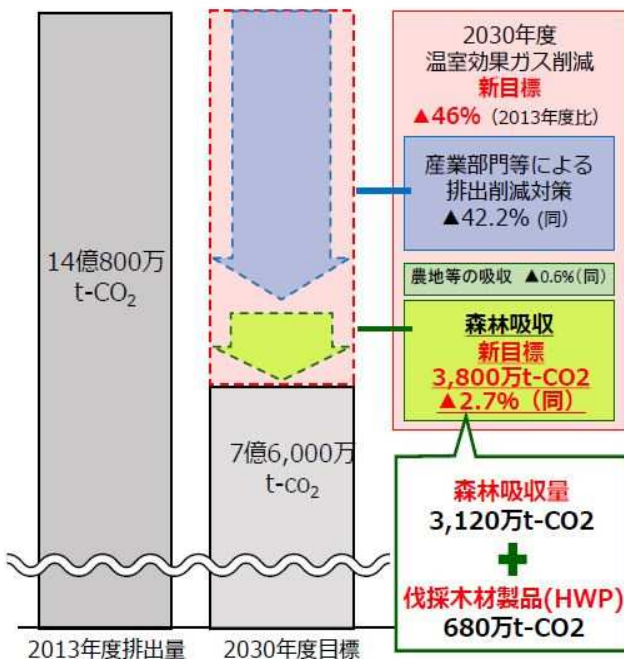
本市においては、森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるために、森林経営管理制度に基づく森林整備及び公共施設への木材の利活用を進めていきます。

【 森林吸収量確保に向けた取組 】

林野庁 HP より

- ・ 令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画においては、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に46%削減（2013年度比）、そのうち2.7%を森林吸収量で確保するよう目標を引き上げ。
- ・ 2030年度の新たな森林吸収量目標の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、森林・林業基本計画に基づき、間伐や、エリートツリー等による再造林等の森林整備、建築物等における木材利用の拡大等を図ることが不可欠。
- ・ そのためには、人や資金が必要であり、森林・林業・木材産業分野に人や資金を呼び込む工夫が必要。

■新たな温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標（2030年度）



■森林吸収量の確保に向けた取





基本方針3	温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進
基本施策 (1)	森林等の保全・適正管理の推進

**施策3-(1)-① 森林や農地等の保全・適正管理の推進**

温室効果ガスの吸収源対策として、健全な森林の整備、管理・保全、木材の利活用の促進、農地等の適切な管理等を推進する必要があります。

取組内容 (主体別)	<p>○森林の保全等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業の担い手の確保・育成や多様な人材が林業で活躍できる取組に努めます。（市民・事業者・市）</li> <li>・森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材利用の促進や普及啓発等の推進を図ります。（市民・事業者・市）</li> <li>・森林の土地所有者等の情報整備を進めるとともに、森林所有者に対して適正な民有林の保全を依頼します。（市民・事業者・市）</li> <li>・松くい虫の被害を把握し、駆除対策を進めるなど、森林病虫害の防除に努めます。（事業者・市）</li> <li>・森林作業道として、環境に配慮した林道の整備・保全に努めます。（事業者・市）</li> </ul> <p>○木材の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。（事業者・市）</li> <li>・「福島市木材利用推進方針」に基づき、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図ります。（市）</li> <li>・森林整備で生じた間伐材・林地残材などの木質バイオマスのエネルギー源としての利用を検討します。（市）</li> <li>・木質ペレットやチップ、薪、丸太などの活用について、市民、事業者に対してPRを行い、木材の活用促進を図ります。（市民・事業者・市）</li> </ul> <p>○市民に対する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験等への参加を呼びかけるとともに、既存事業の拡大や関連イベントとの連携の拡大に努め、森林環境教育の推進を図ります。（市民・事業者・市）</li> </ul> <p>○計画的な森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林整備計画に基づき、計画的な森林整備を推進し、森林機能の保全に努めます。（事業者・市）</li> <li>・森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。（事業者・市）</li> <li>・林道等の林業施設の整備・維持管理に努めます。（事業者・市）</li> </ul> <p>○環境保全型農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策に貢献します。（事業者・市）</li> </ul>		
環境面以外の効果 (コベネフィットの例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性や良好な景観の保全。</li> <li>・防災・減災にかかる機能としての効果。</li> <li>・間伐材を活用した産業の創出。</li> </ul>		
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者、林業・木材産業事業者、農業生産者等、関係者との連携を図り保全・適正管理に努めます。</li> </ul>		
目標（指標）	・民有林整備面積		
	基準年度値 (2013年度)	現状値 (2021年度)	目標値 (2030年度)
	101 ha	183 ha	252 ha



森林環境譲与税を活用して整備したJR福島駅西口の大庇

※詳しくは「福島市脱炭素社会 実現実行計画 2023」を参照ください

## ノーモア メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、花やくだもの畑が広がる田園風景は、福島市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景です。

しかしながら、山あい到大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、森林の伐採や用地造成によって、景観が悪化してきています。そればかりか、保水機能の低下によって災害の発生が危惧され、地域の安全性に対する市民の懸念も高まっています。

私たちは、市民生活の安全安心を守り、ふるさとの景観を地域の宝として次世代へ守り継いでいかなければなりません。

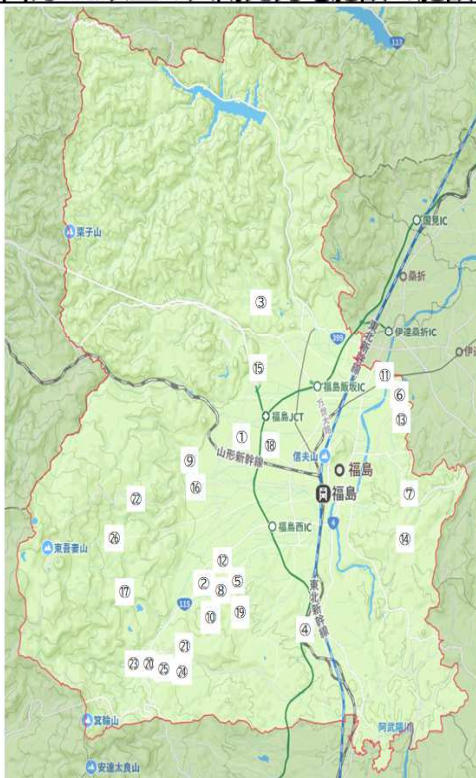
福島市は、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないことをここに宣言します。設置計画には、市民と連携し、実現しないよう強く働きかけていきます。

一方、地球温暖化の防止は、私たちの未来を守る喫緊の課題です。「福島市ゼロカーボンシティ宣言」に掲げる2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、徹底した省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、次世代技術も導入しながら、本市の実情に応じ、地域と共生する再生可能エネルギー事業を積極的に進めていくことを合わせて宣言します。

※今後ガイドラインの見直しも検討

## 大規模太陽光発電施設の設置に係る本市の現状と課題

### 定格出力1MW以上の太陽光発電施設26施設の状況



(令和5年8月14日時点)

○市内の太陽光発電施設は全部で103施設（未完成含む）

うち、定格出力1 MW以上 26施設（未完成含む）

※26施設の位置は左図参照

### 3. 森林経営管理制度に基づく森林の経営管理

#### (1) アンケート調査の実施（意向調査対象森林の抽出と優先度の決定）

市内民有林（国有林以外の地域森林計画で定められた森林）20,214.39ha から、森林簿等の各種既存資料を用いた机上調査（令和2年度）により、経営管理をするにあたり比較的森林整備に条件の良い森林（緩傾斜地、林道に近い等）を意向調査対象森林1,461.69haとして抽出を行いました。

#### 【 経営管理制度の対象となる森林の抽出条件 】

- ① 私有林、②人工林（スギ等の針葉樹）、③10年以上施業履歴無し

令和2年度は、森林所有者が自らの森林についてどの程度把握しているのか傾向を探るため、森林簿に記載されている森林所有者から市内在住の私有人工林の所有者2,837人を対象にアンケート調査を実施し、回答は1,430件（回収率50.4%）、その中から「所有している森林の管理状況」については、約7割が「何もしていない」との回答であり、「所有している森林の今後の経営管理」については、約6割が「市を通して林業事業者等への経営管理を検討したい」との回答があり、取り纏めの結果、大多数の人工林所有者は、自ら所有森林の管理を行っておらず、「経営管理の委託を検討したい」と言うことが判明しました。

#### (2) アンケート調査に基づく本市における森林整備の方針

市内の森林の多くは、林業の採算性が低いことから、間伐等の施業が十分に実施されない人工林や、伐採しても再び植林が行われない箇所も多く見受けられ、このような森林では植林の健全な成育や森林の更新等に支障が生じ、地表面の土壌が露出し、降雨時等に山地災害が発生しやすくなるなど、森林の有する多面的機能が損なわれているのが見受けられます。

このため、森林の現況や自然条件、地域ニーズ等を踏まえながら、間伐や伐採後の再造林等の施業を確実に実施することにより、森林の適正な機能維持を図っていくことが重要です。

意向調査の結果、市に経営管理を委託した私有人工林のうち、林業経営に適した森林については、県が認定している「意欲と能力のある林業経営者」に再委託を行い、適さない森林については、「森林環境譲与税」を活用し、市が主体となり森林整備を実施します。

なお、森林整備にあたっては『福島市森林整備計画』に基づき経営管理されていない私有人工林（植林されたスギ等の針葉樹）の整備方法を検討した結果、継続して経営管理を行うには、主伐（皆伐）し造林（植林）して行くことになります。

また、アンケート調査結果により、市による経営管理を希望している森林所有者の大多数が、所有森林の境界等を把握しておらず、定期的な管理も行っていない状況にあるため、境界確認等を行いながら、定期的に管理も行っていかなければならないことも判明しております。

その他、皆伐することで降雨時に災害を誘発するのではとの考えから、保育間伐のみを希望する意見も多数ありましたが、経営管理を受けた森林については、災害を誘発しないようにしながら、主伐（皆伐）し造林（植林）していきます。

このことから、「福島市経営管理制度実施方針」では、以下の項目を基本方針とします。

# 「福島市経営管理制度実施方針」における森林整備の基本方針

市は森林所有者に意向調査を実施し、木材の生産を目的とするか、広葉樹等の自然の山に戻すか確認し、市民生活の安全安心を守り、ふるさとの景観を宝として次世代に守り継いでいくため、災害が危惧されない、森林整備を行います。

## ①【林業経営に適した森林】(図-6のア)

◆経営管理は、意欲と能力のある林業経営者(福島県 HP で公表)に再委託します。

◆主伐や針葉樹の再生林により、針葉樹による育成単層林として「木材の持続的な生産・利用」を目指します。

※針葉樹の再生林の際、スギ等は、花粉の少ない苗木を植樹

## ②【自然的条件に照らして林業経営に適さない森林】(図-6のイ)

◆経営管理は市が直接行います。(森林整備は業務委託で実施)

◆針葉樹を間伐し、その伐採後に発生又は植林した広葉樹を育成することにより、手入れを省略化できる針広混交林へ移行しながら「自然災害防止等の公益的機能の持続的な発揮」を目指します。

なお、令和6年度から森林整備を開始しますが、初年度である令和5年度の森林整備の実績を踏まえ、令和6年度以降の整備内容や面積等について見直して行きます。

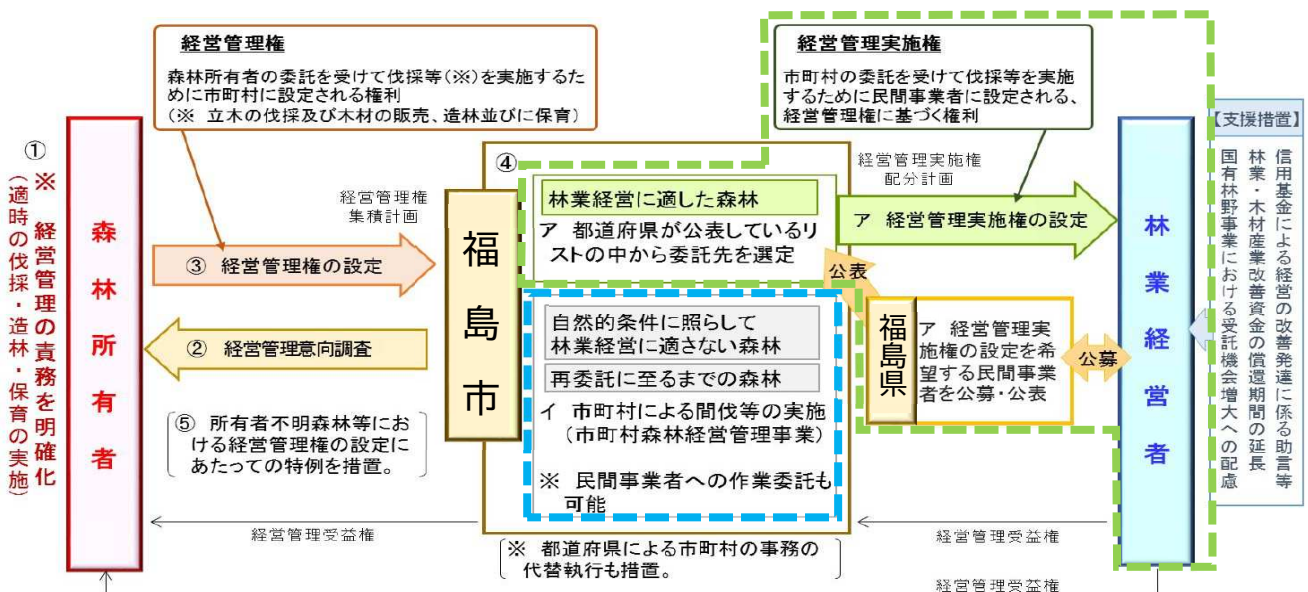


図-6 森林経営管理制度の概要 (林野庁) ※再掲

### (3) 木材利用・人材育成

事業者等（木材・建設関係団体、木材供給事業者、建設事業者等）と協同・連携して地元産木材の有効利用促進を進めていきます。

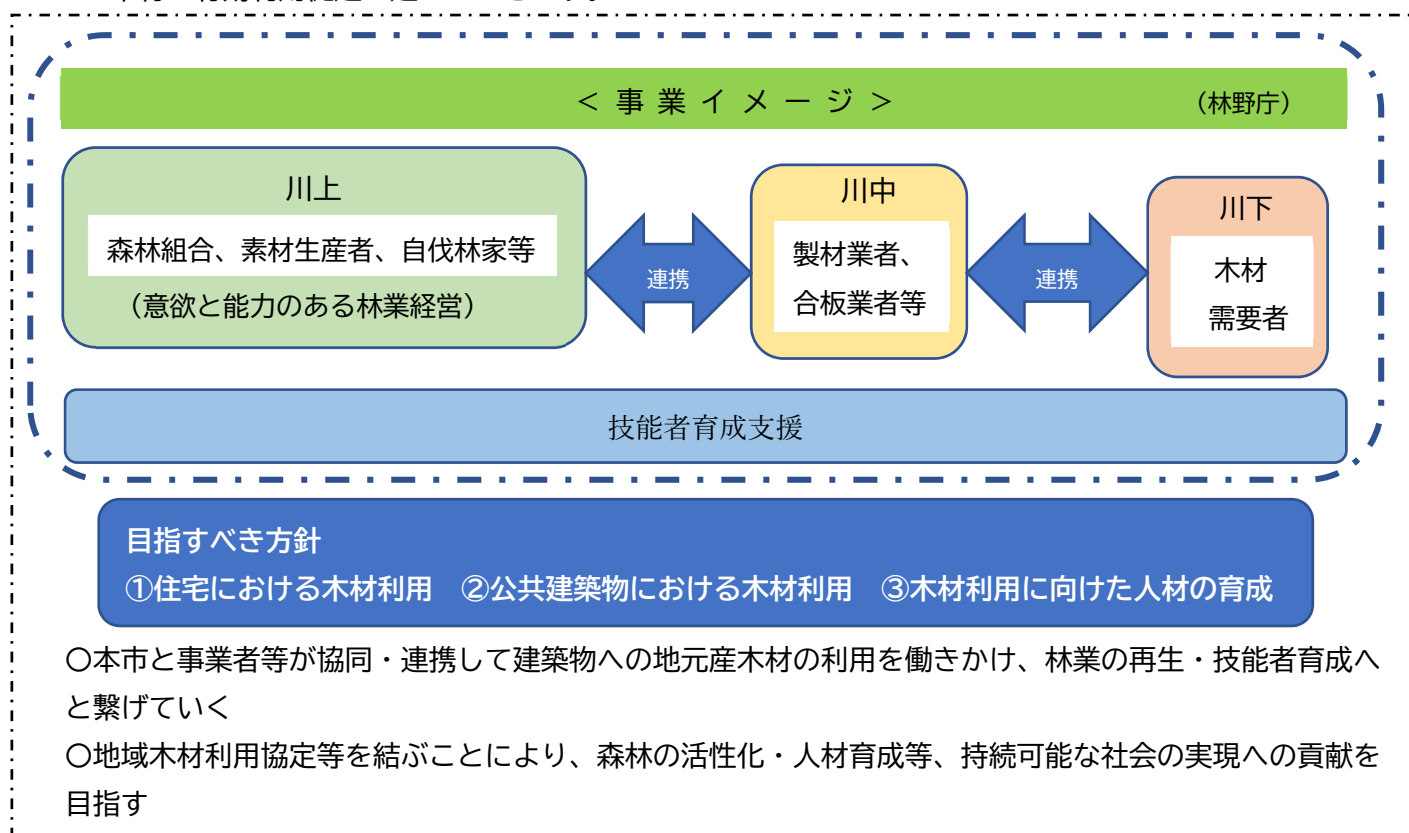


図-7 事業イメージ・方針等

## 4. 森林環境譲与税を活用したその他の取組み

### (1) 森林環境整備事業（林業の普及啓発）の実施内容

本市では、「森林環境譲与税」を財源に「森林環境整備事業」の一部で、市内の小中学校を対象として「森林・林業学習会」を開催しており、「人の生活や環境と森林の関係について」理解と関心を深めてもらうため、「木材市場」「木材加工場」「伐倒作業」の見学学習や林業体験学習として「丸太切り」等を行っており、今後も「森林・林業学習会」を継続的に開催していきます。

#### 【 森林・林業学習会 実績 】

令和元年度	4回開催	参加4校	(206名)
令和2年度	4回開催	参加5校	(229名)
令和3年度	6回開催	参加6校	(230名)
令和4年度	6回開催	参加6校	(284名)
令和5年度	6回開催	参加6校	(239名)
令和6年度以降	も開催予定		



(林業普及啓発：森林・林業学習の様子)

## (2) 木材利用促進（公共施設）の実施内容

令和2年度 福島駅西口大庇（所管：交通政策課）

令和3年度 「道の駅ふくしま」に隣接する屋内こども遊び場（所管：こども政策課）

令和4年度～令和5年度 清水支所



(福島駅西口大庇)



(屋内こども遊び場の遊具)



(清水支所)

## (3) その他事業（自治体間の連携）の実施内容

令和4年度に友好都市である東京都荒川区と「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定書」を締結し、福島市内の市有林(0.3ha)を「あらかわの森」の名称で無償貸与しております。

「あらかわの森」では、荒川区が森林整備を実施するのと併せ、福島市等と連携しながら、区民を対象に森林整備体験（下刈り、植林）等を定期的に行うことにより、相互の交流の促進及び地球温暖化防止の推進に寄与しております。

## 5. 森林環境整備事業等の実施スケジュール

### (1) 事業期間の算定

【意向調査期間】：令和3年度～令和22年度（20年間）

意向調査優先地区（全体比56%）：令和3年度～令和12年度（10年間）

その他（全体比44%）：令和13年度～令和22年度（10年間）

【森林整備を含む経営管理期間】：令和5年度～令和44年度（40年間）

整備面積＝意向調査対象森林1,461.7ha×回答率0.7×申出率0.7×整備率0.8  
≒573.0ha

整備期間＝整備面積573.0ha÷年間整備面積20ha/年＝28.7年≒30年

事業期間＝整備期間30年＋経営管理期間10年＝40年

## (2) 事業費の算定

### 【 普及啓発事業 】

市内小学校(5~6校)を対象とした森林・林業学習会等を実施

### 【 事業費 】

見学現場整備等	バス借上げ	啓発資料等	普及啓発事業費
2,000千円	+ 900千円	+ 100千円	= <u>3,000千円</u>

### 【 意向調査 】

私人工林所有者(約200人/回)を対象とした森林経営管理の意向調査

### 【 事業費 】

発送準備等	郵送料等	封筒・用紙等	意向調査費
500千円	+ 50千円	+ 100千円	= <u>650千円</u>

### 【 森林の現地調査 】

意向調査により、市への委託を希望された森林の現況調査等を実施

対象森林の殆どが境界確認を行っていないため、必要に応じて境界の確認も実施します。

### 【 事業費 】

測量費	調査面積	調査費	森林調査費
300千円/ha	× 20ha	+ 6,000千円	= <u>12,000千円</u>

### 【 森林整備 】

森林所有者から委託を受けて「経営管理権集積計画」を策定した森林において、市で間伐を実施する。なお、伐採した木材を搬出する場合については、現地の地理条件を踏まえ森林所有者と協議し決定するものとします。

### 【 事業費 】

< ①搬出無し >

伐採(切捨て)	整備面積	間伐費(搬出無し)
1,300千円/ha	× 20ha	= <u>26,000千円</u>

< ②搬出有り >

伐採(土場置き)	整備面積	伐採費	
1,500千円/ha	× 20ha	= 30,000千円	
作業道設置(110m/ha)	整備面積	作業道設置費	
880千円/ha	× 20ha	= 17,600千円	
土場設置	設置箇所	土場設置費	
1,300千円/箇所	× 2箇所	= 2,600千円	
伐採費	作業道設置費	土場設置費	間伐費(搬出有り)
30,000千円	+ 17,600千円	+ 2,600千円	= <u>50,200千円</u>

間伐した木材を搬出する場合、森林内に土場と作業道を設置し、切った木材を集積し、森林外へと搬出するため、事業量は甚大です。

森林整備の実施に当たり「搬出が困難な森林」と「搬出が必要な森林」が混在していることを想定し、整備面積 20ha 当たりの概算整備費を算出し検討します。

【 森林 20ha 当たりの概算整備費 】

搬出無：搬出有	伐採費(搬出無)	伐採費(搬出有)	伐採費
1 : 0	26,000 千円	—	26,000 千円
4 : 1	26,000 千円×4/5 =20,800 千円	50,200 千円×1/5 ≒10,100 千円	30,900 千円
3 : 1	26,000 千円×3/4 =19,500 千円	50,200 千円×1/4 ≒12,600 千円	32,100 千円
2 : 1	26,000 千円×2/3 ≒17,400 千円	50,200 千円×1/3 ≒16,800 千円	34,200 千円
1 : 1	26,000 千円×1/2 =13,000 千円	50,200 千円×1/2 =25,100 千円	38,100 千円

今後については、市に委託される森林の生育状況、路網の整備状況を勘案しながら、令和 5 年度以降の森林整備事業費について、整備面積を含め見直します。

森林整備 20ha/年の暫定事業費については、32,000 千円とします。

※参考：整備後に搬出した木材の売却による想定収益額

間伐により、4mに玉切りした丸太を 2,000 本搬出したと想定  
内訳は、未口(木の先端に近い方)の直径 20cm が 1,000 本、30cm が 500 本、  
40cm が 500 本とする。

丸太の材積について、長さ 6m未满是未口 2 乘法(JAS 規格)で算出するため、

( 計算式：未口の直径×未口の直径×長さ＝材積 )

$$20\text{cm} : 0.2\text{m} \times 0.2\text{m} \times 4\text{m} \times 1,000 \text{本} = 160 \text{m}^3$$

$$30\text{cm} : 0.3\text{m} \times 0.3\text{m} \times 4\text{m} \times 500 \text{本} = 180 \text{m}^3$$

$$40\text{cm} : 0.4\text{m} \times 0.4\text{m} \times 4\text{m} \times 500 \text{本} = 320 \text{m}^3$$

$$\text{計} : 160 \text{m}^3 + 180 \text{m}^3 + 320 \text{m}^3 = 660 \text{m}^3$$

$$\begin{array}{cccc} \text{木材売却額} & \text{運搬費} & \text{搬出材積} & \text{収益額} \\ ( 6,000 \text{円/m}^3 & - & 4,300 \text{円/m}^3 ) & \times 660 \text{m}^3 = 1,122 \text{千円} \end{array}$$



※参考：植栽による再造林と植栽後の保育を実施した場合

再造林費（千円/ha）

樹種	地拵え	植栽	下刈(5年間)	計	備考
スギ	900	790	2,200	3,890	1,500本/ha
カラマツ	900	480	2,200	3,580	1,000本/ha
ヒノキ	900	850	2,200	3,950	1,500本/ha
平均			≒	3,900	

※下刈は植栽してから5年間実施

20haを再造林する場合：3,900千円/ha × 20ha = 78,000千円

「伐木材の売却額」 < 「植栽する費用」のため、皆伐し植林していくことは難しいと考えられ、森林所有者の山離れが加速して行くと考えられます。

このため、市の森林整備では、手入りを省略化できる針広混交林へ移行を基本としています。

#### 【 森林保険料 】

森林保険とは、森林保険法等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による災害を総合的に補償する公的保険です。

今後、市に委託された森林において災害が発生した場合、多面的機能の維持のために再造林等が必要となりますが、自然災害については、市に瑕疵がない場合、復旧の責任が及ばないかもしれません。しかし、市による森林整備後に災害が発生した場合、市に瑕疵がないことを証明することと、被災森林をそのまま森林所有者へ返還することは難しいと考えられます。

また、森林所有者による被災森林の再造林も難しいと考えられることから、市に委託された森林で災害が発生した場合に備え、森林整備後から委託完了までの期間、森林保険に加入することになります。

【 想定条件：面積20ha，樹種スギ，契約時林齢45年，付保率50%，契約期間10年 】

10年間保険料＝標準保険料90千円/ha×0.50×20ha＝900千円

表-1 森林環境整備事業 年度別事業費（～R5実績値）

（単位：千円）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
森林環境 譲与税	24,637	52,354	52,016	66,156	66,156	81,189	81,189	81,189	81,189	81,189	81,189	81,189
基金利息		3	5	7	17	20	20	20	20	20	20	20
計①	24,637	52,357	52,021	66,163	66,173	81,209	81,209	81,209	81,209	81,209	81,209	81,209
森林林業 学習事業	2,256	1,620	1,854	2,453	2,409	2,930	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
事前調査等		8,537	494	8,255	7,181	4000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
意向調査			140	3	0	760	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(調査面積)			(15ha)		(23ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)
森林調査			7,180		9,680	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(整備面積)					(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)
森林整備					22,000	30,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
森林保険						1,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
森林環境整備 事業費 計②	2,256	10,157	9,668	10,711	41,270	51,490	54,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
木材利活用③		4,704	31,500	19,303	43,800	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
①-②-③	22,381	37,496	10,853	36,149	-18,897	-10,281	-12,791	-8,791	-8,791	-8,791	-8,791	-8,791
基金残高	22,381	59,877	70,730	106,879	87,982	77,701	64,910	56,119	47,328	38,537	29,746	20,955

※年度別事業費等については、毎年度の実績を踏まえ見直していきます。

### (3) 意向調査の実施

令和2年度に市内民有林（20,214.39ha）の中から、経営管理をするために比較的森林整備条件の良い私有人工林（緩傾斜地、林道に近い等）を選定し、森林簿等の各種既存資料による机上調査を行い、意向調査対象森林（1,461.69ha）を抽出しました。

抽出した意向調査対象森林を支所管内別に取りまとめた結果、吾妻地区（239.30ha）、信夫地区（301.22ha）、松川地区（飯野地区を含む290.23ha）において、意向調査対象森林全体の過半数（56%：830.8ha）を占めていることが判明したため、優先的に意向調査を実施する地区と位置付け、在村森林面積割合が最も高い吾妻地区から意向調査を開始することとしました。

令和3年度は、令和2年度に決定した吾妻地区の一部（桜本：19.3ha）において所有者の意向調査を実施し、経営管理を要望した森林（14.4ha）の現況調査（森林の生育状況や境界等）を実施しました。これにより、森林所有者の特定及び境界の確定に寄与できるものと思われま。

また、令和4年度は、令和3年度に引き続き吾妻地区の一部（桜本：50ha、在庭坂：50ha）に意

意向調査を実施することで一旦完了としますが、現在進行している公共事業（ふくしま森林再生事業、林業専用道事業）や大規模林地開発が行われている地区（李平、町庭坂、在庭坂）は、各種事業完了後に改めて状況を精査し、意向調査を実施します。

- 令和元年度 「森林環境整備基金条例」（令和2年3月31日施行）
- 令和2年度 市内在住の私有人工林所有者にアンケート調査を実施  
全体計画作成業務委託を実施（意向調査対象森林の絞込のための基礎調査）
- 令和3年度 桜本地区において経営管理制度に基づく意向調査を実施（19.3ha）  
経営管理権集積計画調査等業務委託を実施（14.4ha）
- 令和4年度 桜本地区及び在庭坂地区において経営管理制度に基づく意向調査を実施（100ha）  
経営管理権集積計画を策定（14.4ha）※森林所有者10名  
地域森林計画区域内（未国調地区）の森林境界保全図作成業務委託を実施
- 令和5年度 信夫地区において経営管理制度に基づく意向調査を実施（47.6ha）  
桜本地区において経営管理権集積計画調査等業務委託を実施（23.7ha）  
在庭坂地区において経営管理権集積計画を策定（50.4ha）  
桜本地区において森林整備を実施（20.6ha）  
令和4年度未整備地区の森林境界保全図作成業務委託を実施

## 意向調査年度別計画（支所管内別）

（単位：ha）

年度 地区	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
吾 妻	119.7	119.7								
信 夫				100.4	100.4	100.4				
松 川								96.7	96.7	96.7
飯 野										0.1
計	119.7	239.4	239.4	339.8	440.2	540.6	540.6	637.3	734.0	830.8

※上記「意向調査年度別計画（支所管内別）」は、令和12年度までの森林経営管理制度に基づく年度別計画を表しているものです。

意向調査により、市に経営管理を要望した森林の現地調査や整備については、別途計画を立て実施することになります。

また、西、土湯温泉町、東部、飯坂・茂庭、立子山、渡利、信陵、清水、北信、蓬萊、杉妻、本庁管内の意向調査については、令和12年度までの実施状況を踏まえ、令和13年度以降、令和22年度までを目標に順次実施していく予定です。

## 6. 今後の進め方及び課題

◆意向調査等を進めていく中、山間部の対象森林の所有者特定や境界明確化に予想以上の期間を要し、本来の目的である森林整備の遅れが懸念されます。

◆森林経営管理制度において、林業事業者自らが経営管理を担う場合（市の支出無）、間伐材等の売却費から森林整備費を捻出し、売却額が森林整備費用を上回れば森林所有者へ還元することができますが、現在は木材価格が低迷しており、間伐材の売却額が伐採・再造林等の費用を上回ることが難しい状況であるため、公募しても引き受ける事業者が現れず本市で発注するケース（本市の支出有）が多くなることが懸念されます。

◆森林環境整備事業は、『第6次福島市総合計画 まちづくりビジョン』における『福島市行財政経営ガイドライン』の基本方針「行政サービスの質の向上」のひとつとして位置付けられています。

事業・取組内容については、「適切な森林の経営管理について、森林所有者と民間事業者、行政が一体となり行う森林整備や木材利用の促進、普及啓発に取り組むことにより、地球温室効果ガスの排出量削減や災害の防止に努める」と明記されており、目標値である森林整備面積「20ha/年」（令和5年度以降）を達成していくためにも、計画的な事業実施が必要になってきます。

◆森林環境整備事業（森林経営管理制度に基づく森林の経営管理等）実施にあたっては、長期的に実施していくことになるため、財源不足に陥ることの無いように、森林環境整備基金の名目で財源を確保しています。

しかし、森林の経営管理は、何十年にも及ぶものであり財源不足が心配されるところですので、引き続き財源確保を確実にし、森林経営の実効性・継続性を確保していかなければなりません。

森林環境整備基金は、新たに建築される公共施設木質化の重要な財源として使用することもできるため、市内公共施設の老朽化に伴う建替えの重要な財源として使用されています。

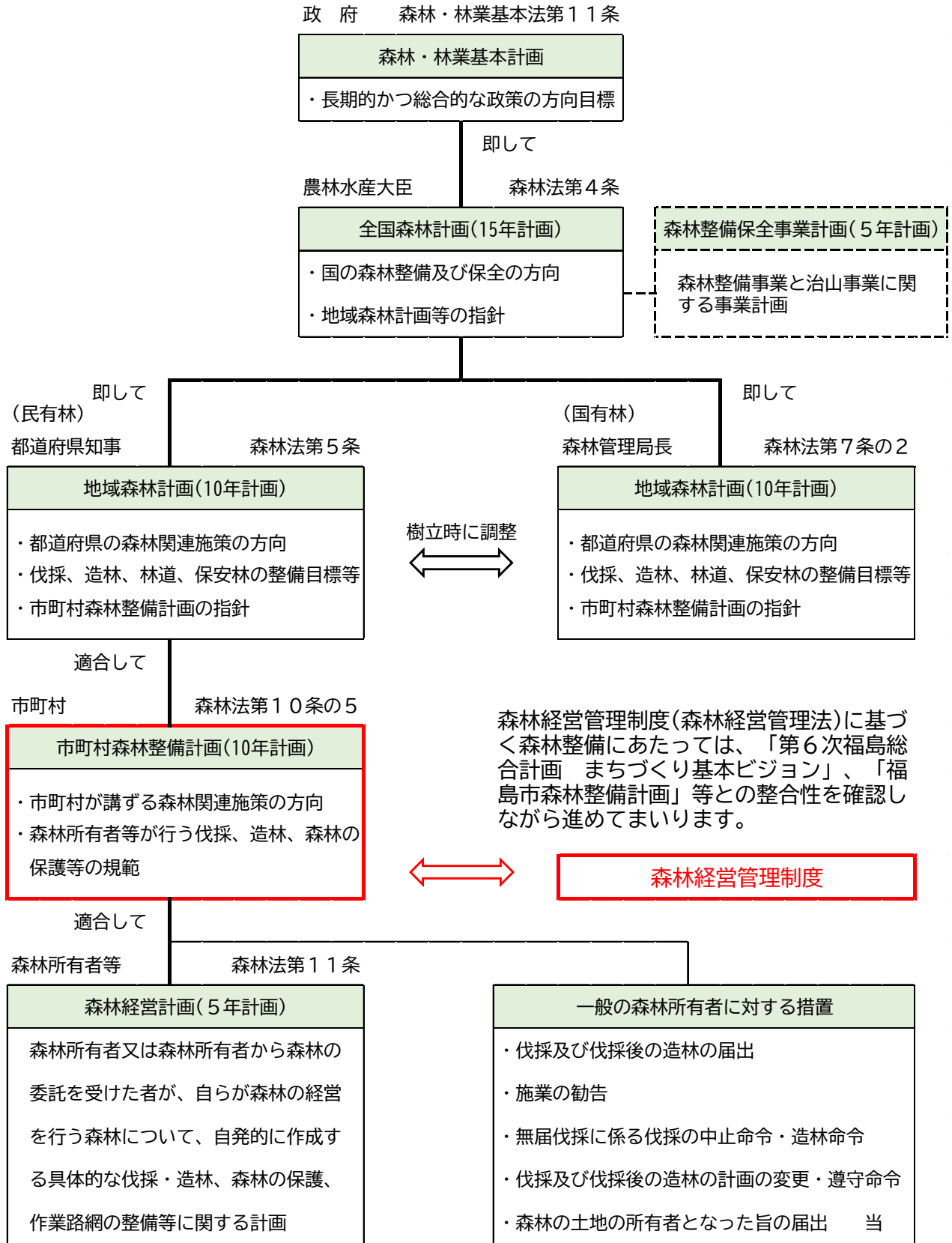
◆森林経営管理法により「森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」（第3条）と森林所有者の責務が明確化されましたが、森林所有者の多くは「伐採・植林等の費用 ≫ 木材の売却価格等」のため、森林の経営管理に消極的です。災害防止等の点から荒廃森林の公的機能回復を目的に市で森林整備を実施しても一時的な対応であり、所有者による森林の適正な経営管理のためには、森林から利益が出るよう林業の構造形態変化が喫緊の課題となっております。

◆現在は森林所有者を含めた森林・林業関係者から注目されている森林環境整備事業ですが、令和6年度から森林環境税（1,000円/年）の課税が開始されると、森林・林業関係者以外（納税者）からも注目を集めると想定されるため、本事業への理解を一層深めていってもらうには、今まで以上に森林環境譲与税の使い道を広く知らしめていかなければなりません。

## 【 参考資料 】

◆森林計画制度の体系	20
◆「所有森林に関するアンケート調査」集計結果（令和3年3月）	21
◆「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定書」	23
◆「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定に基づく覚書」	24
◆「あらかわの森」位置図（参考）	26
◆森林環境譲与税の用途公表状況	27
◆地域林計画区域（私有林）	29
◆ // （市有林・財産区有林）	30
◆ // （保安林）	31
◆ // （意向調査対象森林）	32
◆林相区分図	33
◆条件不利森林評価図（意向調査対象）	34
◆森林経営管理法における用語の定義	36
◆行財政経営ガイドライン（抜粋）	38
◆「福島県意欲と能力のある林業経営者」（抜粋）	39

# 森林計画制度の体系



# 「所有森林に関するアンケート調査」集計結果（令和3年3月）

アンケート実施日：令和2年12月25日～令和3年1月29日

アンケート回答数 1,430件（送付数2,837件）

## 【問別回答】

問1 森林の所有について、あてはまるものを選んで下さい。		
① 自分が登記上所有している。	1,169件	81.7%
② 自分が実質所有（代納者等）をしている。	155件	10.9%
③ 一部は所有している。	54件	3.8%
④ 自分は所有していない。	67件	4.7%
計	1,445件	

問2 問1で③又は④と回答された方に質問ですが、ご自身以外の森林所有者、又は現在の森林所有者をご存知ですか。ご存知の場合、例を参考に（ ）内に記入ください。		
① 知っている。	115件	8.0%
② 知らない。	69件	4.9%
③ その他	21件	1.5%
計	205件	

問3 所有森林の場所（所在）はご存知ですか。		
① 知っている。	812件	56.7%
② 一部は知っている。	269件	18.8%
③ 知らない。	279件	19.6%
④ その他	56件	3.9%
計	1,416件	

問4 所有されている森林の管理の状況について回答ください。		
① 何もしていない。	1,019件	71.3%
② 見回り等を実施している。	259件	18.1%
③ 過去10年間以内に森林の手入れをしている。	174件	12.2%
計	1,452件	

問5 森林を所有・管理するうえで困っていることは何ですか。		
① 山林からの収入がない。	842 件	58.9%
② 山林の境界が分からない。	682 件	47.7%
③ 山林を引き継ぐ後継者がいない。	369 件	25.9%
④ 山林をどのように管理（森林整備）すれば良いか分からない。	657 件	46.0%
⑤その他	161 件	11.3%
計	2,711 件	

問6 「森林経営管理制度」について、ご存知でしたか。		
① 大まかな内容も含めて知っていた。	65 件	4.6%
② 名前だけは知っているが、内容等については分からない。	228 件	16.0%
③ 初めて知った。	1,103 件	77.1%
④ その他	10 件	0.7%
計	1,406 件	

問7 所有森林の今後の経営や管理について、あてはまるものを選んで下さい。		
① 自分で経営や管理をしたい。	259 件	18.1%
② 自分で委託先等を探し、経営や管理をしたい。	29 件	2.0%
③ 市を通して林業経営者等への経営や管理をお願いしたい。又は検討したい	848 件	59.3%
④ その他	304 件	21.2%
計	1,440 件	



## 荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と福島市（以下「乙」という。）は、甲が乙所有の森林において森林整備を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協力して、乙が所有する森林の整備を実施することにより、森林の保全、甲乙相互の地域交流の促進及び地球温暖化防止の推進に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。

- （1） この協定に基づき森林の整備を行う区域（以下「あらかわの森」という。）の管理に関すること。
- （2） あらかわの森の森林の整備の実施に関すること。
- （3） 甲及び乙の環境、観光等をはじめとする交流活動に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

### （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和4年6月1日から令和9年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に、甲乙協議の上、あらためて所要の手続をとるものとする。

### （協定の変更又は廃止）

第4条 この協定を変更し、又はこの協定を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、甲乙の合意によらなければならないものとする。

### （協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月30日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区

代表者 荒川区長 西川 太 一 郎

乙 福島県福島市五老内町3番1号  
福島市

代表者 福島市長 木 幡 浩



## 荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定に基づく覚書

荒川区（以下「甲」という。）と福島市（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定書（以下「協定」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

### （森林整備を行う区域）

第1条 協定に基づき森林の整備を行うあらかわの森の概要は、以下のとおりとする。

- （1） 所在地 福島県福島市佐原字大豆柿下10番1他市有林
- （2） 面積 約0.3ha

### （あらかわの森の使用等）

第2条 甲は、森林整備事業を行うため、あらかわの森を無償で使用することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、森林整備事業を甲乙が共同で実施している旨を明記した看板を、甲の負担によりあらかわの森に設置するものとする。

### （森林整備事業の実施等）

第3条 森林整備事業の実施に係る経費（次条第2項に規定する経費を除く。）及びあらかわの森の管理に係る経費は、甲の負担とする。

### （付帯事業の実施）

第4条 甲及び乙は、あらかわの森を活用した自然体験事業及び環境学習事業のほか、文化・観光交流事業等（以下「付帯事業等」という。）を実施するものとする。

- 2 付帯事業等の実施に係る経費の負担割合については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 3 付帯事業等の実施に当たっては、乙は、あらかわの森の使用に係る使用料その他の対価を甲に求めないものとする。

### （植栽した立木、伐採した木材の所有権及び取扱い）

第5条 協定により植栽した立木及び伐採した木材の所有権及びその取扱いは、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 2 天災その他甲及び乙の責めに帰することができない事由によって立木の生育に支障を来たした場合の当該立木の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （覚書の有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

- 2 前項の有効期間の満了後も引き続き協定が継続するときは、この覚書の有効期間も継続するものとする。

(覚書の変更又は廃止)

第7条 この覚書を変更し、又はこの覚書を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、甲乙の合意によらなければならないものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月31日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

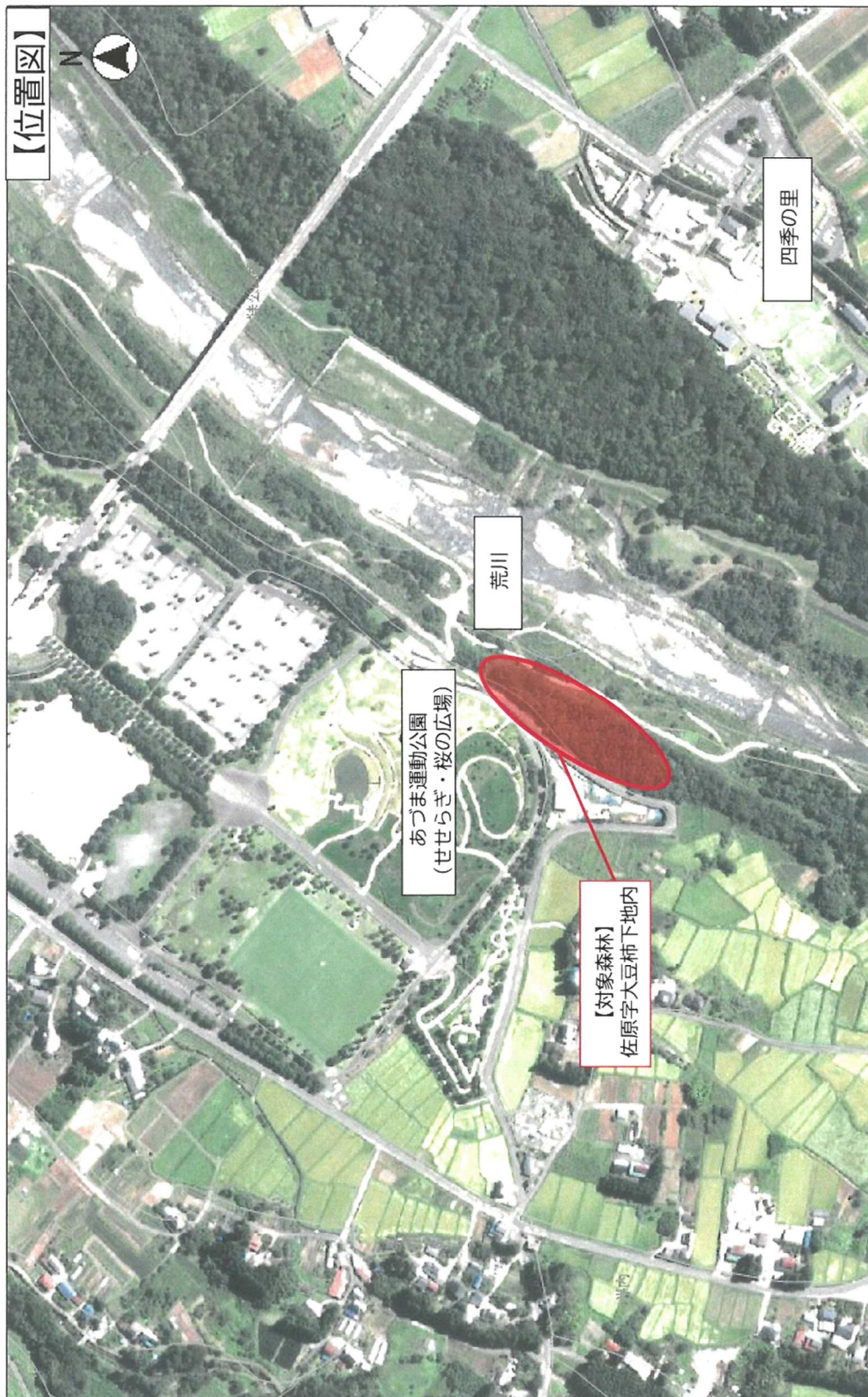
乙 福島県福島市五老内町3番1号

福島市

代表者 福島市長 木幡 浩



# 「あらかわの森」位置図（参考）



# 森林環境譲与税の使途公表状況

令和元年度 森林環境譲与税の使途公表

事業区分	事業名	事業総額(千円)			事業内容	
		内)当該年度の森林環境譲与税(千円)	内)基金取崩額(千円)	内)他の財源(千円)		
森林・林業・木材普及活動等	森林・林業学習事業	2,256	0	2,256	0	森林・林業の普及啓発を図るため市内小学校を対象に、木材加工場及び市場の見学・市内森林での森林整備(間伐伐倒)事業の見学などを実施。活動後に、参加児童へのアンケートを実施。(5校、4回開催)
基金積立(森林整備等)	福島市森林環境整備基金積立	24,637	24,637	0	0	今後増大すると予想される森林経営管理法に基づく市町村自らによる森林整備(市町村森林経営管理事業)に備えた積立。
計		26,893	24,637	2,256	0	

令和2年度 森林環境譲与税の使途公表

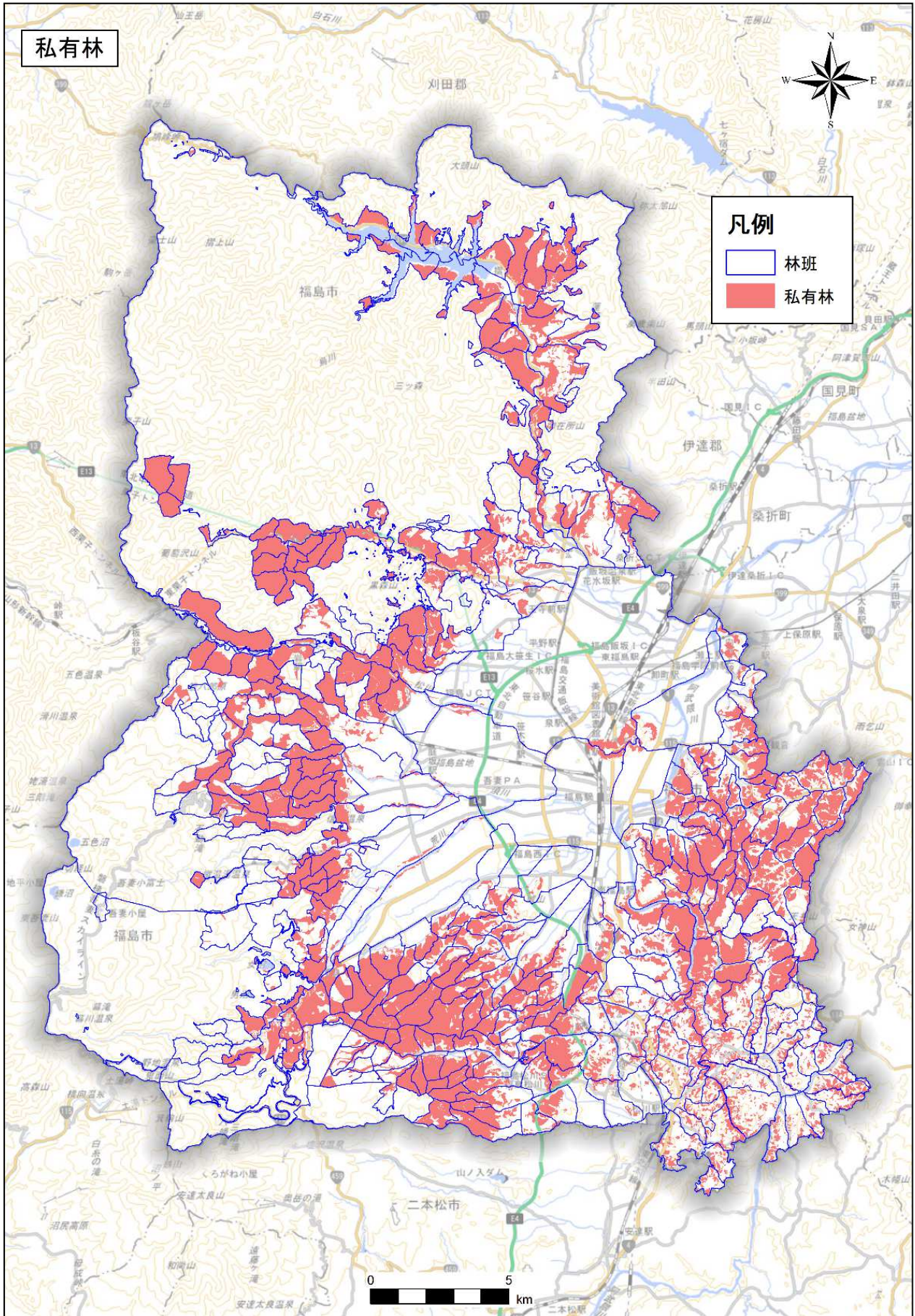
事業区分	事業名	事業総額(千円)			事業内容	
		内)当該年度の森林環境譲与税(千円)	内)基金取崩額(千円)	内)他の財源(千円)		
森林・林業・木材普及活動等	森林・林業学習事業	1,620	0	1,620	0	森林・林業の普及啓発を図るため市内小学校を対象に、木材加工場及び市場の見学・市内森林での森林整備(間伐伐倒)事業の見学などを実施。活動後に、参加児童へのアンケートを実施。(5校、5回開催)
意向調査の準備作業	森林環境整備事業全体計画策定	8,537	0	8,537	0	既存の森林情報資料及び福島県が実施した航空レーザー測量成果(森林資源量解析)等を基に森林環境整備事業全体計画を策定。また、全体計画策定の事前資料として、森林所有者に対してアンケート調査を実施。
木造公共建築物の整備等	福島駅西口大広域美装化工事(令和元年度繰越事業)	97,004	0	4,704	92,300	東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、訪れる国内外の来訪者に対し「震災からの復興」を強くアピールするとともに「元気な福島」を演出するため、福島駅西口大広域美装化のリニューアル整備を行った。
基金積立(森林整備等)	福島市森林環境整備基金積立	52,357	52,354	0	3	今後増大すると予想される森林経営管理法に基づく市町村自らによる森林整備(市町村森林経営管理事業)に備えた積立。
計		159,518	52,354	14,861	92,303	

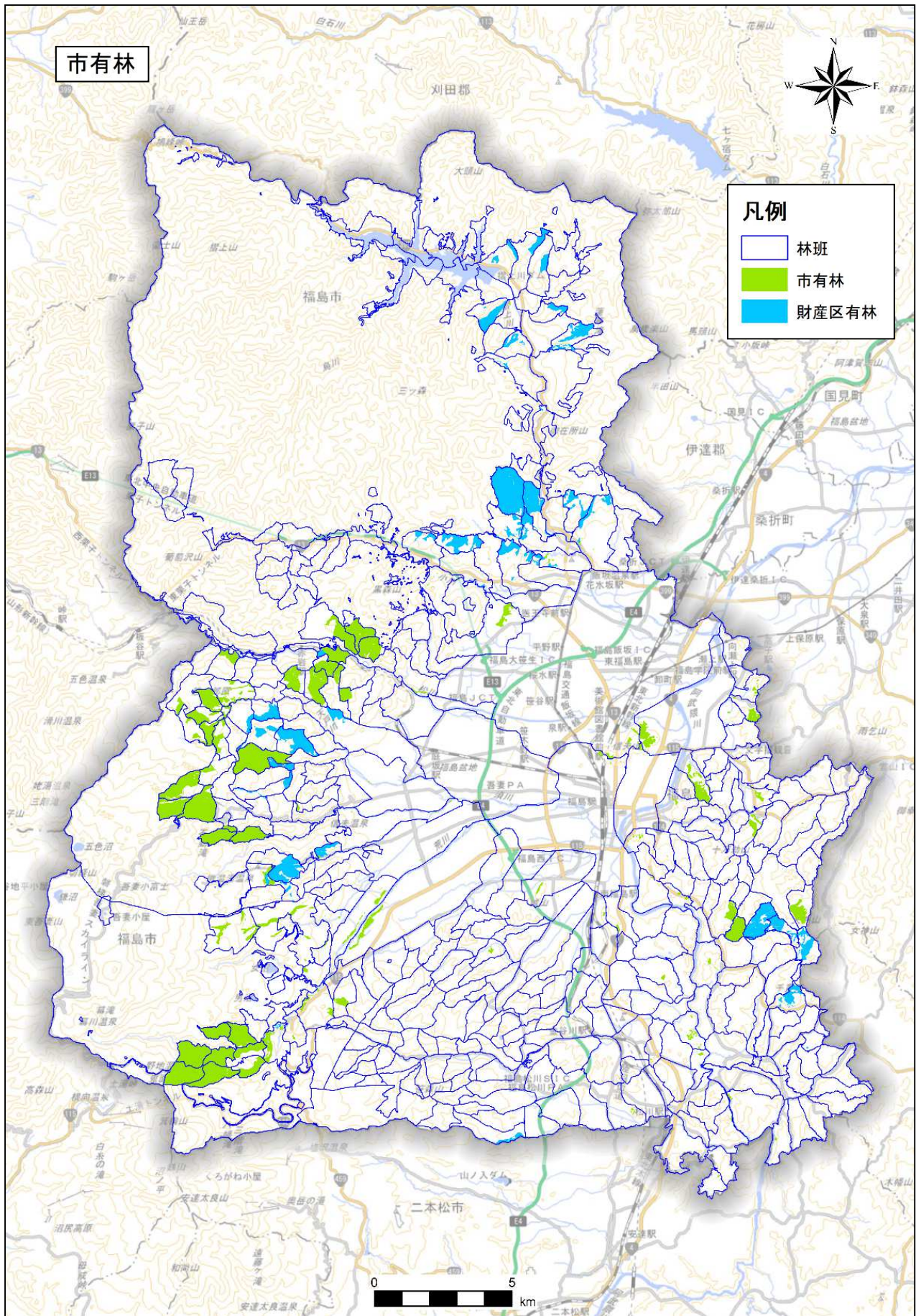
令和3年度 森林環境譲与税の使途公表

事業区分	事業名	事業総額(千円)			事業内容	
		内)当該年度の森林環境譲与税(千円)	内)基金取崩額(千円)	内)他の財源(千円)		
森林・林業・木材普及活動等	森林・林業学習事業	1,854	0	1,854	0	森林・林業の普及啓発を図るため市内小学校を対象に、木材加工場及び市場の見学・市内森林での森林整備(間伐伐倒)事業の見学などを実施。活動後に、参加児童へのアンケートを実施。(6校、6回開催)
意向調査の準備作業	森林環境整備事業 森林所有者調査図作成	494	0	494	0	次年度に意向調査を予定している区域が国土調査未実施地区であったため、対象森林の土地所有者特定の基礎資料として法務局の公園等を用いて森林境界保全図(素図)作成を民間事業者に委託。
意向調査	森林環境整備事業 経営管理権集積計画調査	7,320	0	7,320	0	市において森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施し、市への委託を希望された森林の経営管理権集積計画作成に係る森林の現況調査や境界の明確化を民間事業者に委託。
木造公共建築物の整備等	子ども遊び場整備事業	64,347	0	31,500	32,847	福島大笹生IC周辺に地域振興施設「道の駅くしくしま」と併せて、県産材を含んだ木製遊具等を備えた屋内こども遊び場を整備し、利用者に木材の魅力をPRする。
基金積立(森林整備等)	福島市森林環境整備基金積立	52,021	52,016	0	5	今後増大すると予想される森林経営管理法に基づく市町村自らによる森林整備(市町村森林経営管理事業)に備えた積立。
計		126,036	52,016	41,168	32,852	

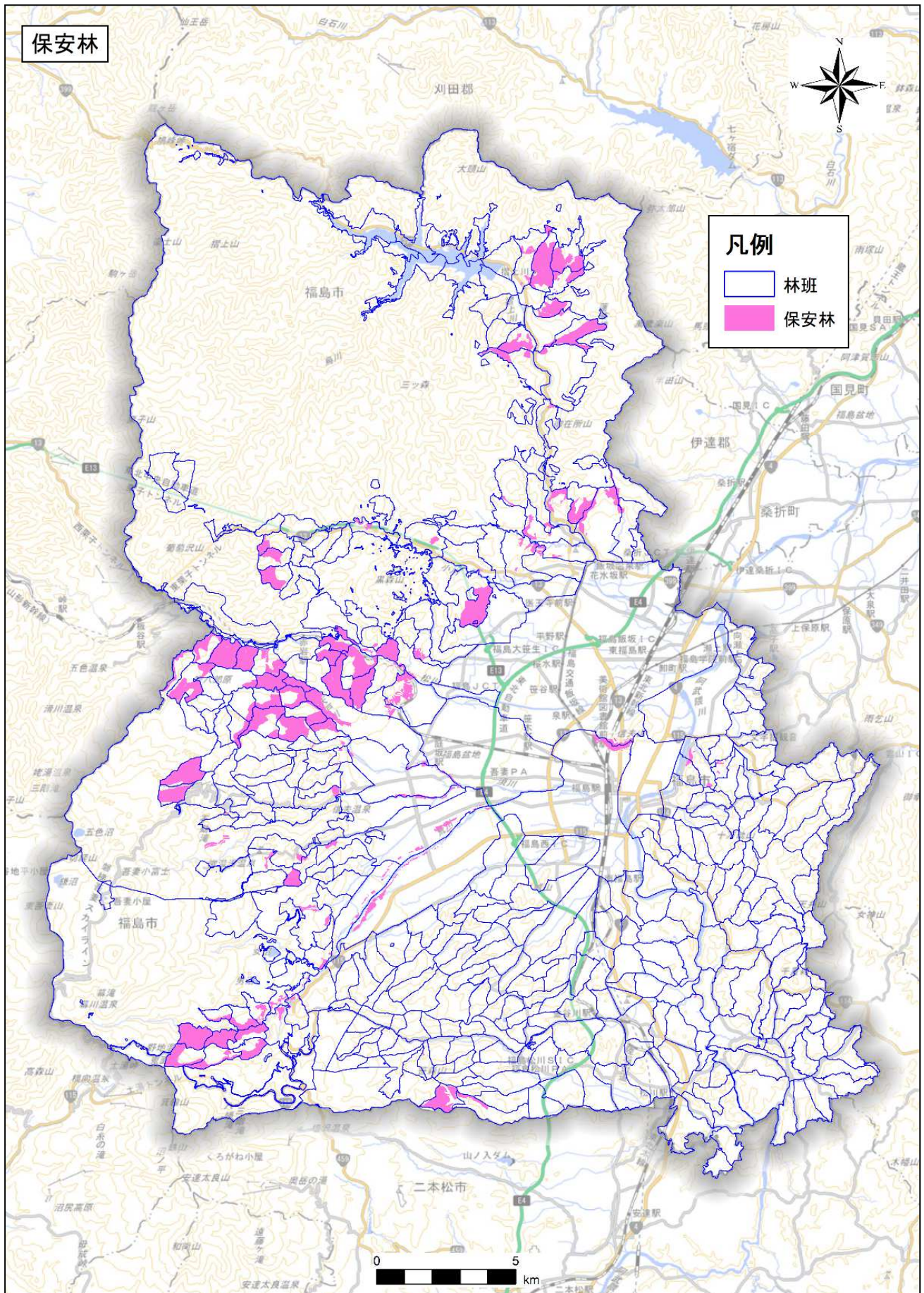
令和4年度 森林環境譲与税の使途公表

事業区分	事業名	事業総額(千円)				事業内容
		内)当該年度の森林環境譲与税(千円)	内)基金取崩額(千円)	内)他の財源(千円)		
森林・林業・木材普及活動等	森林・林業学習事業 東京都荒川区交流事業	2,453	0	2,453	0	森林・林業の普及啓発を図るため市内の小学校を対象に、木材加工場及び木材市場の見学、市内森林での森林整備(間伐作業)の見学や丸太切り体験などを実施。活動後に、参加児童へのアンケートを実施。東京都荒川区と協定を結び、市内森林の森林整備を主軸とした交流事業を実施。
意向調査	森林環境整備事業 森林境界保全図作成	8,258	0	8,258	0	意向調査のため、森林所有者探索の基礎資料として、未開闢地区の森林境界保全図作成を実施。 森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。
木造公共建築物の整備等	清水支所建設事業	192,803	0	19,303	173,500	地域コミュニティの拠点である新たな支所建設を木造建築で施工する。 近年RC造やS造が主流となっている中、身近な公共施設を用いて木造建築の良さと環境性能を普及啓発し、建築物への木材利用の普及促進と森林環境整備への理解促進を図る。
基金積立(森林整備等)	福島市森林環境整備基金積立	66,163	66,156	0	7	今後増大すると予想される森林経営管理法に基づく市町村自らによる森林整備(市町村森林経営管理事業)に備えた積立。
計		269,677	66,156	30,014	173,507	

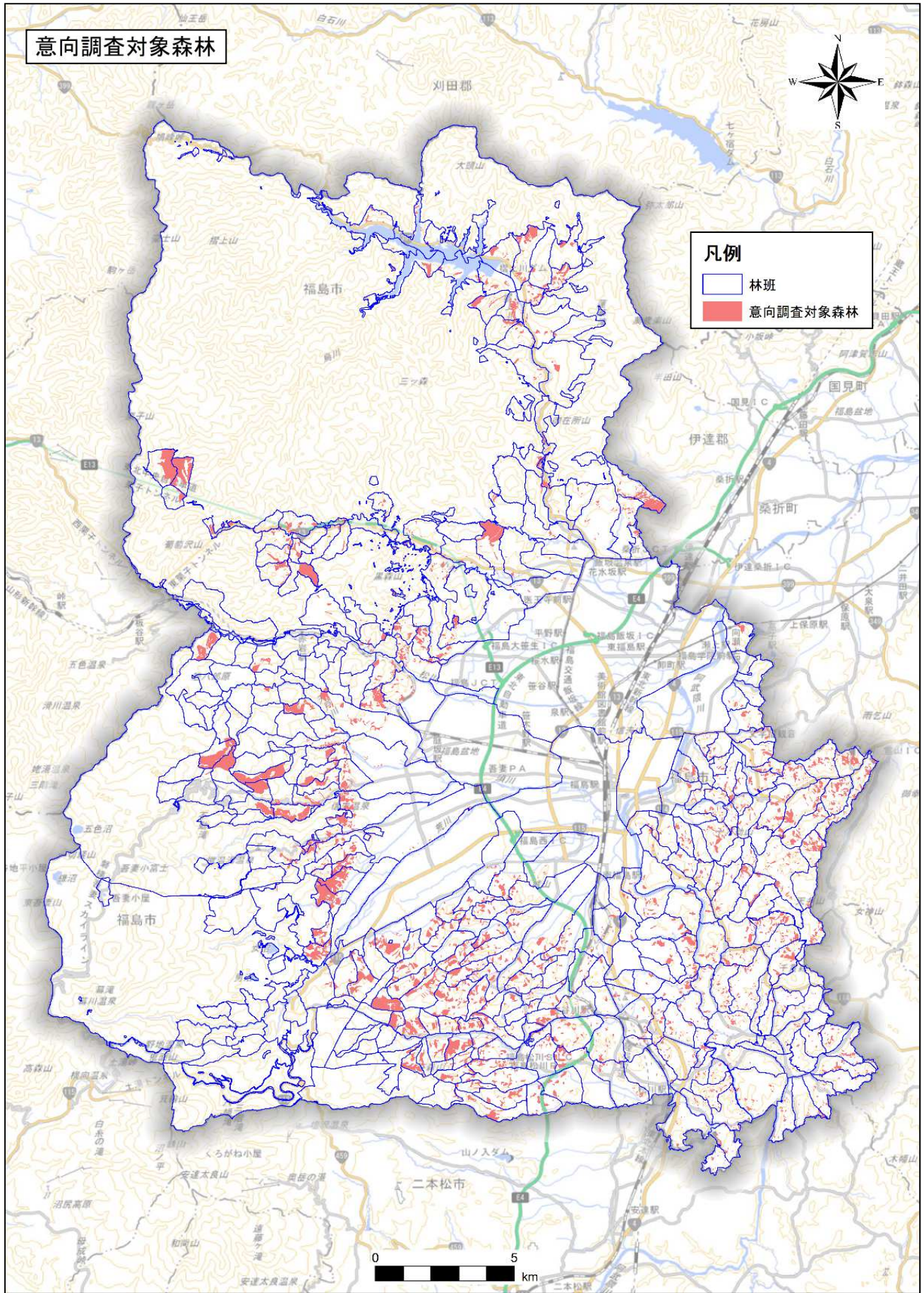




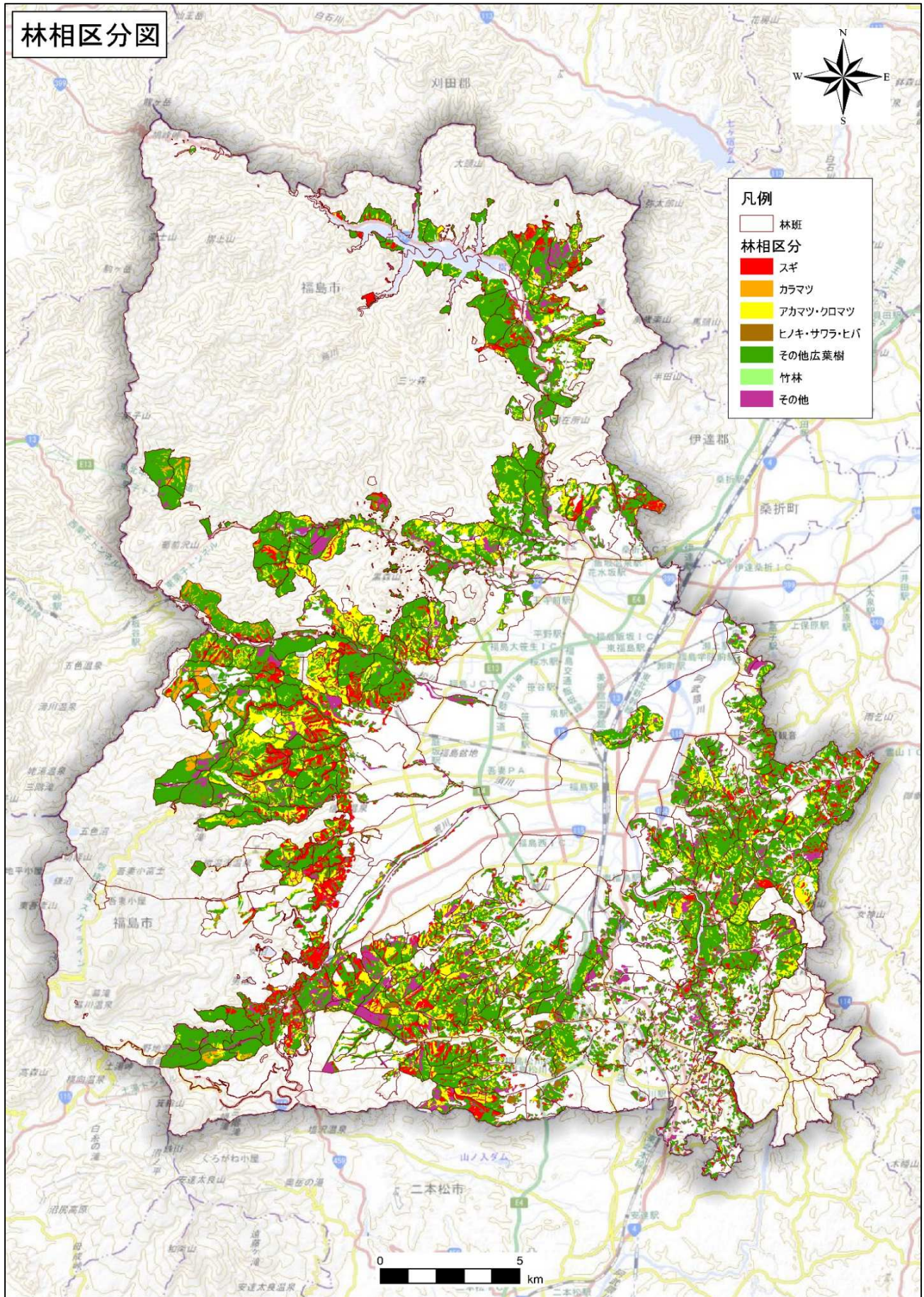




意向調査対象森林



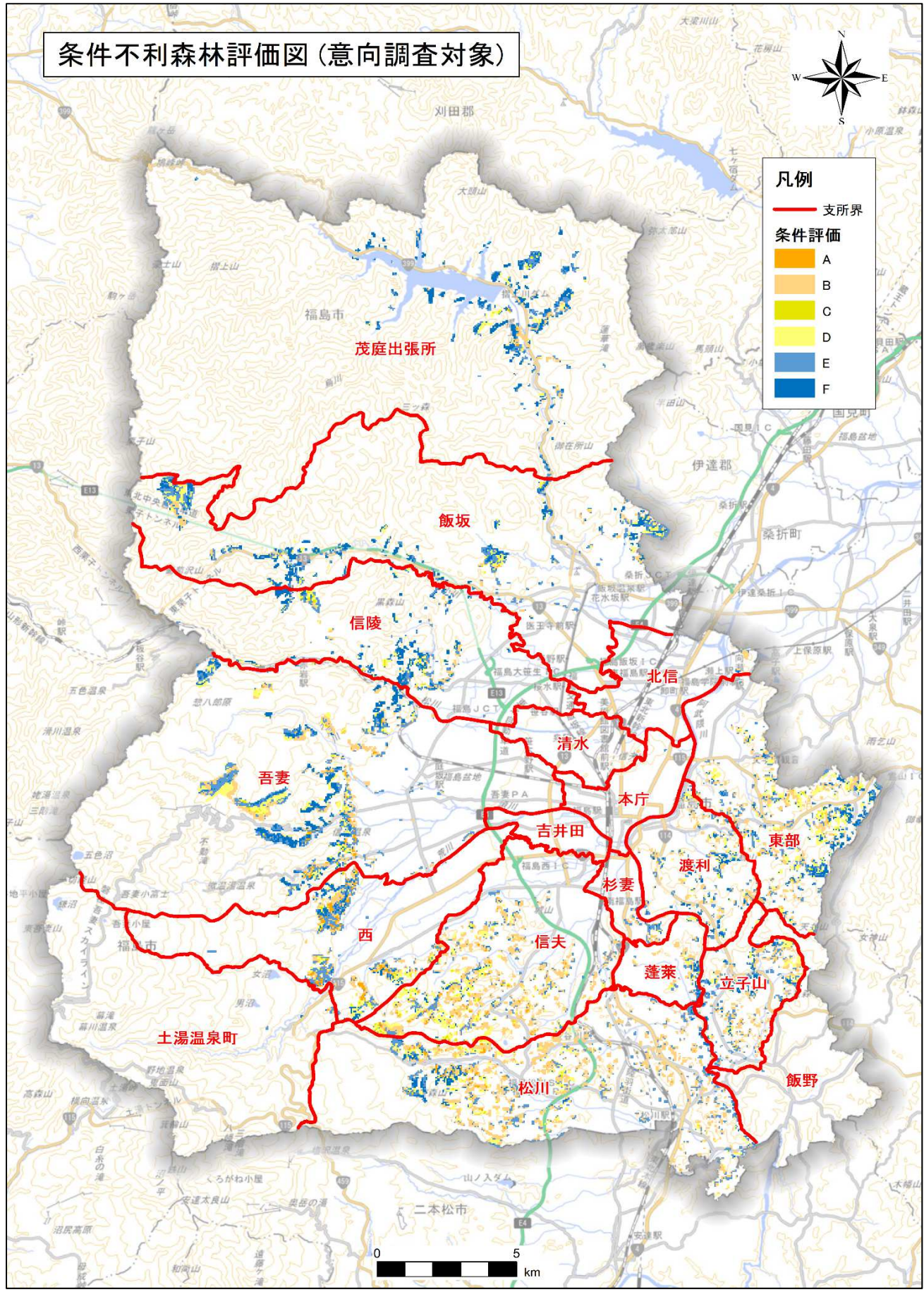
# 林相区分図



**凡例**

- 林班
- 林相区分**
- スギ
- カラマツ
- アカマツ・クロマツ
- ヒノキ・サワラ・ヒバ
- その他広葉樹
- 竹林
- その他

条件不利森林評価図（意向調査対象）



< 条件不利森林評価マトリクス表 >

地形要素			森林の経済性	
傾斜	SHC	路網近接	蓄積（資源解析）	
			400m <sup>3</sup> /ha以上	400m <sup>3</sup> /ha未満
30° 未満	0.5未満	100m未満	A	B
		100m以上	C	D
	0.5以上	100m未満	E	
		100m以上		
30° 以上	0.5未満	100m未満	F	
		100m以上		
	0.5以上	100m未満		
		100m以上		

※ 「 SHC 」

（平面曲率の標準偏差）

長野県林業総合センターで考案された地形指標で、一定面積における平面曲率の標準偏差を計算し、地形の入り組み具合を表現している。

崩壊や湧水の発生頻度が高い場所ほど、SHCの値は高くなる。

支所名	森 林 評 価						参考 A+B	A+B 評価※1
	A	B	C	D	E	F		
立子山	0.80	39.40	0.45	22.60	36.47	17.24	40.20	△
東部	3.13	71.91	5.50	69.63	48.98	45.61	75.04	○
清水	0.00	0.52	0.00	0.00	0.06	0.24	0.52	—
北信	0.00	4.01	0.00	0.25	0.60	0.38	4.01	—
渡利	0.46	37.82	0.43	13.36	22.59	15.38	38.27	△
蓬萊	0.00	18.19	0.21	8.58	11.58	6.92	18.19	△
杉妻	0.00	5.74	0.13	0.49	7.03	0.89	5.74	—
信陵	0.29	16.81	7.88	24.61	37.72	47.82	17.10	△
土湯温泉町	0.31	0.88	0.00	0.00	1.38	0.08	1.19	—
西	36.67	58.97	8.65	31.13	83.78	36.03	95.63	○
飯坂	1.01	32.54	2.68	65.30	112.54	87.06	33.55	△
茂庭出張所	1.79	18.79	2.36	16.67	54.65	77.10	20.58	△
松川	18.64	201.37	6.13	63.99	99.00	39.18	220.01	◎
信夫	16.40	175.86	11.92	97.04	48.41	11.78	192.26	◎
吾妻	16.43	109.34	9.89	103.64	163.81	127.04	125.77	◎
飯野	0.00	0.03	0.00	0.07	1.60	0.03	0.03	—
本庁	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.00	—
吉井田	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—
合 計	95.93	792.18	56.23	517.35	730.28	512.78	888.10	

森林経営管理法における用語の定義

用語	定義	備考
森林	森林法（昭和26年法律第249号。以下同様。）第2条第3項に規定する民有林（木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹等から国有林を除いたもの）	法第2条第1項
森林所有者	権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者	法第2条第2項
経営管理	地域森林計画の対象となる森林について自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと	法第2条第3項
経営管理権	森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利	法第2条第4項
経営管理実施権	森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利	法第2条第5項
経営管理権集積計画	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画	法第4条
経営管理実施権配分計画	市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者等に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画	法第35条
経営管理意向調査	市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管理の意向に関する調査	法第5条
民間事業者	造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者	
林業経営者	経営管理実施権配分計画の定めるところにより経営管理実施権が設定された民間事業者	法第37条第4項

市町村森林経営管理事業	市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業	法第 33 条
地域森林計画	自然的経済的社会的諸条件及び周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林について、都道府県知事がたてる森林の整備及び保全に関する計画	森林法第 5 条
市町村森林整備計画	地域森林計画対象民有林について、市町村がたてる森林整備に関する計画	森林法第 10 条の 5
森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者がたてる森林の経営に関する計画	森林法第 11 条
森林簿	地域森林計画をたてようとするとき、都道府県が小班を取りまとめの単位として、林況等を取りまとめたもの	地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成 29 年 7 月 26 日付け 29 林整計第 136 号農林水産事務次官依命通知）第 3
森林計画図	地域森林計画又は国有林森林計画をたてようとするとき、都道府県又は国が計画対象森林の所在地等を記載したものの	地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成 29 年 7 月 26 日付け 29 林整計第 136 号農林水産事務次官依命通知）第 4
森林 GIS	個別に管理されていた森林基本図や森林計画図、森林簿といった森林の基本情報をデジタル処理して一元管理するシステム	
林地台帳	地域森林計画の対象となっている民有林について、一筆の森林ごとに、その森林の土地の所有者等を記載した台帳	森林法第 191 条の 4
森林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下同様。）第 2 条第 3 項に規定する民有林（木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹等から国有林を除いたもの）	法第 2 条第 1 項

行財政経営ガイドライン（抜粋）

基本方針		(3) 行政サービスの質の向上 6											
担 当	農政部 農林整備課												
高める要素	持続可能な森林環境の整備												
	森林環境整備事業の推進												
取 内 組 容	適切な森林の経営管理について、森林所有者と民間事業者、行政が一体となり行う森林整備や木材利用の促進、普及啓発に取り組むことにより、地球温室効果ガスの排出量削減や災害の防止に努める。												
推 進 期 間	12年 ※森林整備は、意向調査の結果を踏まえ順次整備を進めるため、当面R12までの期間とする。												
年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
各年度評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
目標値 (ha)	森林整備面積1,461ha												
	0	0	0	0	20 (1.4%)	40 (2.7%)	60 (4.1%)	80 (5.5%)	100 (6.8%)	120 (8.2%)	140 (9.6%)	160 (11.0%)	
実績値	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
達成率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
予 算	24,637千円	20,940千円	21,090千円 +木材利用 31,500千円	21,090千円 +木材利用 33,988千円	47,290千円	-	-	-	-	-	-	-	
年度ごとの取 組	木材利用促進 林業普及啓発 基金設立	林業普及啓発 森林経営管理 制度に基づく森林 整備	木材利用促進 林業普及啓発 森林経営管理 制度に基づく森林 整備	木材利用促進 林業普及啓発 森林経営管理 制度に基づく森林 整備	木材利用促進 林業普及啓発 森林経営管理 制度に基づく森林 整備	-	-	-	-	-	-	-	
結 果	福島駅西口 大匠の木質 化の実施。 森林・林業 学習会を4 回実施。 今後の森林 整備実施に 向けた森林 環境整備基 金を設立。	森林・林業 学習会を5 回実施。 森林所有者 アンケート 調査実施。 基本構想の 作成。 モデル地区 による森林 所有者意向 調査、境界 明確化。	道の駅併設 の屋内こども 遊び場への 木材利用。 森林・林業 学習会を6 回実施。 森林所有者 意向調査、 経営管理権 集積計画の 作成、境界 明確化。	清水支所新 築への木材 利用。 森林・林業 学習会を6 回実施。 森林所有者 意向調査、 経営管理権 集積計画の 作成、境界 明確化。	-	-	-	-	-	-	-	-	
成果や課題	市内小学校 の児童26 9名が参加 し、森林保 全事業の必 要性・林業 事業者の活 動への理解 が深まった。 アンケート 調査により、 事業への理 解が深まった。	市内小学校 の児童22 9名が参加 し、森林保 全事業の必 要性・林業 事業者の活 動への理解 が深まった。 アンケート 調査により、 事業への理 解が深まった。	市内小学校 の児童23 0名が参加 し、森林保 全事業の必 要性・林業 事業者の活 動への理解 が深まった。 意向調査で 市への委託 希望者の森 林経営管理 権集積計画 を作成。	市内小学校 の児童28 4名が参加 し、森林保 全事業の必 要性・林業 事業者の活 動への理解 が深まった。 意向調査で 市への委託 希望者の森 林経営管理 権集積計画 を作成。	-	-	-	-	-	-	-	-	



**福島県意欲と能力のある林業経営者一覧表（抜粋）**

【 福島市内 】

No.	名 称	所 在 地	作業員数	事務員数	事業(活動)区域	登録番号
1	有限会社斎一林業	福島市小倉寺字敷ヶ森9番	7人	2人	福島県内一円	H31-4
2	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	福島市中町8番2号	0人	21人	福島県内一円	H31-18
3	吾妻造林有限会社	福島市町庭坂字湯町17番地	6人	0人	福島県内一円	R元-4
4	福島県北森林組合	福島市松川町金沢字外手1番3	50人	29人	福島市,伊達市,二本松市,本宮市,桑折町,国見町,川俣町,大玉村	R3-19

【 県北管内 】

No.	名 称	所 在 地	作業員数	事務員数	事業(活動)区域	登録番号
1	安田林業株式会社	安達郡大玉村大山字宮ノ前21	9人	1人	福島県内一円	H31-36
2	浜崎製材株式会社	本宮市高木字猫田46-2	4人	1人	福島県内一円	R元-11
3	有限会社武田林産	二本松市小関105番地	26人	0人	福島市,二本松市,大玉村,本宮市,郡山市	R3-5

【 福島県内 】

No.	名 称	所 在 地	作業員数	事務員数	事業(活動)区域	登録番号
1	アブクマエコロジー有限会社	石川郡玉川村大字岩法寺字下竹ノ内36-6	7人	1人	福島県内一円	H31-1
2	有限会社大須賀林業	岩瀬郡天栄村大字牧之内惣五郎内4	10人	2人	福島県内一円	H31-2
3	常磐林業株式会社	いわき市泉町下川字田宿187	15人	2人	福島県内一円	H31-23
4	いわき市森林組合	いわき市平字正内町107番地3	20人	6人	福島県内一円	H31-28
5	有限会社中崎林業	いわき市小川町塩田字尾ノ内127番地	10人	1人	福島県内一円	H31-38
6	有限会社井出林業	いわき市田町貝泊字井出102	7人	1人	福島県内一円	H31-41
7	川内森林有限責任事業組合	双葉郡川内村大字上川内字町分314番地	0人	1人	福島県内一円	H31-42
8	有限会社松崎産業	石川郡平田村大字永田字堂作112-3	9人	1人	福島県内一円	R2-1
9	栗城林業株式会社	大沼郡会津美里町字東川原3250	21人	2人	会津全域,福島市,大玉村,郡山市,天栄村,白河市	R3-7
10	株式会社アメリカ屋	郡山市田村町徳定字下河原58	42人	6人	福島県内一円	R5-7
11	株式会社ミツヤマグリーンプロジェクト	白河市大信下新城字北山61-1	16人	10人	福島県中通り・浜通り	R5-9

(2023年10月10日現在)

<改訂履歴>

令和5年12月 発行

令和6年 3月 改訂

## 福島市森林経営管理制度実施方針

(森林環境整備事業実施方針)

令和6年3月発行

編集・発行 福島市農政部農林整備課地籍森林係

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3729 (直通)

FAX 024-533-2725

E-mail [nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp)